

○世田谷区立図書館処務規程

昭和54年9月1日世教委訓令甲第17号

改正

昭和56年4月1日世教委訓令甲第4号

昭和63年4月1日世教委訓令甲第6号

平成4年3月25日世教委訓令甲第4号

平成7年3月31日世教委訓令甲第6号

平成9年12月25日世教委訓令甲第7号

平成10年4月1日世教委訓令甲第13号

平成10年5月15日世教委訓令甲第15号

平成11年3月25日世教委訓令甲第3号

平成12年3月31日世教委訓令甲第6号

平成14年4月1日世教委訓令甲第3号

平成17年4月1日世教委訓令甲第10号

平成18年7月26日世教委訓令甲第3号

平成22年4月1日世教委訓令甲第4号

平成24年11月30日世教委訓令甲第3号

平成27年3月25日世教委訓令甲第1号

平成27年10月1日世教委訓令甲第13号

平成28年4月1日世教委訓令甲第5号

平成30年3月30日世教委訓令甲第11号

令和3年12月10日世教委訓令甲第15号

令和4年3月1日世教委訓令甲第1号

令和4年4月1日世教委訓令甲第3号

令和6年4月1日世教委訓令甲第3号

世田谷区立図書館処務規程

東京都世田谷区立図書館処務規程（昭和47年4月東京都世田谷区教育委員会訓令甲第4号）の全部を、次のように改正する。

（掌理事項）

第1条 世田谷区立図書館（以下「館」という。）は、図書館法（昭和25年法律第118号）に基づき、

図書、記録その他必要な資料の収集、整理及び保存をして、区民の利用に供するための事務をつかさどる。

(定義)

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中央図書館 世田谷区立図書館条例（昭和41年10月世田谷区条例第44号。以下「条例」という。）別表第1の1の部に定める中央図書館をいう。

(2) 地域図書館 条例別表第1の2の部に定める地域図書館をいう。

追加〔昭和63年世教委訓令甲6号〕、一部改正〔令和3年世教委訓令甲15号〕

(係の設置)

第2条 中央図書館に、次の係を置く。

調整係

図書館運営係

全部改正〔昭和63年世教委訓令甲6号〕、一部改正〔平成4年世教委訓令甲4号・10年13号・14年3号・22年4号・令和4年3号〕

(職員)

第3条 中央図書館に、次の職員を置く。

(1) 館長

(2) 係長

(3) その他の職員

2 地域図書館に、次の職員を置く。

(1) 館長

(2) その他の職員

3 館に、主査を置くことができる。

一部改正〔昭和56年世教委訓令甲4号・63年6号・平成4年4号〕

(担当係長の設置)

第4条 中央図書館に担当係長を置くことができる。

一部改正〔昭和56年世教委訓令甲4号・63年6号・平成4年4号・11年3号〕

(職員の資格及び任免)

第5条 中央図書館館長（以下「中央図書館長」という。）は、副参事をもってこれに充て、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が命ずる。

- 2 係長、担当係長及び主査は、係長相当職の主事のうちから委員会が命ずる。
- 3 地域図書館館長（以下「地域図書館長」という。）は、係長相当職以上の主事をもってこれに充て、委員会が命ずる。
- 4 前3項の職員以外の職員は、世田谷区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に勤務する職員のうちから委員会が命ずる。

一部改正〔昭和56年世教委訓令甲4号・63年6号・平成4年4号・11年3号〕

（職員の職務）

第6条 中央図書館長は、上司の命を受け、中央図書館及び地域図書館の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 係長は、上司の命を受け、その係の事務を掌理する。
- 3 地域図書館長は、上司の命を受け、地域図書館の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。
- 5 主査は、上司の命を受け、館の事務のうち、専門的な事務等を処理する。
- 6 前各項の職員以外の職員は、上司の命を受け、館の事務に従事する。

一部改正〔平成4年世教委訓令甲4号・11年3号・30年11号〕

（中央図書館の係等の分掌事務等）

第7条 中央図書館の係等の分掌事務又は担任事務は、次のとおりとする。

調整係

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 会計事務及びその調整に関すること。
- (3) 地域図書館との連絡調整に関すること。
- (4) 図書館業務全般の企画、調整及び調査に関すること。
- (5) 館の広報及び統計に関すること。
- (6) 図書交換車の運用に関すること。
- (7) 教育会館の維持管理に関すること。
- (8) プラネタリウムの利用及び運営に関すること。
- (9) 他の係等に属しないこと。

図書館事業推進担当係長

- (1) 図書館の計画及び建設等に関すること。
- (2) 図書館の事務改善に関すること。

- (3) 図書館の課題に係る調整に関すること。
- (4) 図書館情報システムの運用管理並びに改善及び開発に関すること。
- (5) 館の情報処理機器の運用管理に関すること。
- (6) 中央図書館及び世田谷区立梅丘図書館の整備に関すること。
- (7) 図書館運営の改善に関すること。
- (8) 地域図書館の管理を行う指定管理者に対する検査及び指導に関すること。
- (9) 図書館の計画の推進に関すること。
- (10) 団体貸出センターによる貸出しに関すること。

図書館運営係

- (1) 総合目録の整備及び貸出登録制度の調整並びに各種データの管理及び整備に関すること。
- (2) 図書館資料の選書及び管理等並びに選書及び管理等の調整に関すること。
- (3) 保存庫の管理及び運用に関すること。
- (4) 図書館資料の利用及び利用援助に関すること。
- (5) 図書館資料の受贈及び受託に関すること。
- (6) 中央図書館の広報に関すること。
- (7) 中央図書館館内の取締りに関すること。
- (8) 地域図書室の運営に関すること。
- (9) 図書館の計画の推進に関すること。
- (10) 図書館サービスに係る連絡調整に関すること。

追加〔平成4年世教委訓令甲4号〕、一部改正〔平成7年世教委訓令甲6号・9年7号・10年13号・15号・11年3号・12年6号・14年3号・17年10号・18年3号・22年4号・24年3号・27年1号・13号・28年5号・令和3年15号・4年3号・6年3号〕

(地域図書館の分掌事務)

第8条 地域図書館の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 会計事務に関すること。
- (3) 図書館資料の選書及び管理等に関すること。
- (4) 図書館資料の受贈及び受託に関すること。
- (5) 図書館資料の利用及び利用援助に関すること。
- (6) 地域図書館の事業運営に関すること。

- (7) 地域図書館の広報に関すること。
 - (8) 館内の取締りに関すること。
 - (9) 館舎及び設備の管理に関すること。
 - (10) 施設の使用の承認及び取消しに関すること。
 - (11) 館内の利用統計及び調整に関すること。
 - (12) 地域図書室の運営に関すること（世田谷区立深沢図書館、世田谷区立桜丘図書館、世田谷区立尾山台図書館、世田谷区立上北沢図書館及び世田谷区立鎌田図書館に限る。）。
 - (13) 世田谷区図書館センター三軒茶屋の運営に関すること（世田谷区立世田谷図書館に限る。）。
 - (14) 世田谷区図書館センター二子玉川の運営に関すること（世田谷区立玉川台図書館に限る。）。
 - (15) 世田谷区図書館センター下北沢の運営に関すること（世田谷区立代田図書館に限る。）。
- 追加〔平成4年世教委訓令甲4号〕、一部改正〔平成10年世教委訓令甲13号・22年4号・24年3号・27年1号・13号・28年5号・令和4年1号・3号・6年3号〕
- (中央図書館長の決定対象事案等)

第9条 中央図書館長は、次に掲げる事案を決定することができる。

- (1) 中央図書館の事務に関して、職名又は館名で、文書の往復をすること。
- (2) 職員の事務分担を定めること。
- (3) 職員の休暇、欠勤、旅行、遅参、早退及び週休日の決定に関すること。
- (4) 職員の出張、時間外勤務、休日勤務及び週休日の振替を命ずること。
- (5) 図書の寄附を受けること。
- (6) 前各号のほか軽易な事項

2 前項に掲げる以外の事案については、世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）を準用する。

一部改正〔昭和63年世教委訓令甲6号・平成4年4号・10年13号〕

(地域図書館長の決定対象事案)

第10条 地域図書館長は、次に掲げる事案を決定することができる。

- (1) 地域図書館の事務に関して、職名又は館名で、文書の往復をすること。
- (2) 職員の事務分担を定めること。
- (3) 職員の休暇（病気休暇及び介護休暇を除く。）、欠勤、旅行、遅参、早退及び週休日の決

定に関すること。

- (4) 職員の出張、時間外勤務、休日勤務及び週休日の振替を命ずること。
- (5) 図書の寄附を受けること。
- (6) 前各号のほか軽易な事項

全部改正〔平成10年世教委訓令甲13号〕

(事案決定の臨時代行)

第11条 館長が出張又は休暇その他事故により不在であるときは、中央図書館にあっては中央図書館長があらかじめ指定する課長補佐（世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。以下同じ。）（課長補佐を指定していない場合にあっては、主管又は担任に係る係長又は担当係長）が、地域図書館にあっては、地域図書館長があらかじめ指定する職員が、その事案を代行する。

一部改正〔昭和56年世教委訓令甲4号・63年6号・平成11年3号・30年11号〕

(報告)

第12条 中央図書館長は、毎月10日までに、次に定める前月分の事項を、上司に報告しなければならない。

- (1) 職員の勤務状態
 - (2) 図書館利用状況
- 2 前項の規定にかかわらず、必要と認められる事項は、報告しなければならない。
- 3 地域図書館長は、毎月5日までに、第1項第1号及び第2号に規定する前月分の事項を、中央図書館長に報告しなければならない。

一部改正〔昭和63年世教委訓令甲6号〕

(職員の服務)

第13条 職員の服務については、別に定めるものを除き、事務局職員の例による。

一部改正〔平成4年世教委訓令甲4号〕

(文書の取扱い)

第14条 文書の取扱いについては、別に定めるものを除き、事務局の例による。

追加〔平成4年世教委訓令甲4号〕

付 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年3月25日世教委訓令甲第4号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日世教委訓令甲第6号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月25日世教委訓令甲第7号)

この訓令は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年5月15日世教委訓令甲第15号)

この訓令は、平成10年6月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月25日世教委訓令甲第3号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日世教委訓令甲第6号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月30日世教委訓令甲第3号)

この訓令は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日世教委訓令甲第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日世教委訓令甲第11号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月10日世教委訓令甲第15号)

この訓令は、令和3年12月20日から施行する。